



〒863-0002 天草市本渡町本戸馬場1706-3
電話番号 0969-22-3668 FAX番号 0969-24-4393
電子メールアドレス amakusakaho@pref.kumamoto.lg.jp

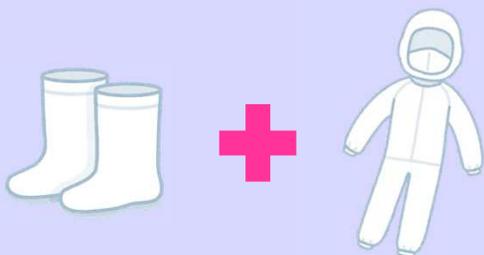
熊本県が豚熱の大臣指定地域に追加されました

大臣指定地域とは、家畜伝染病のリスクが高まっているものとして、農林水産大臣が指定する地域のことです。飼養衛生管理基準の一部、特に衛生管理区域内における汚染拡大防止が強化されます。

今回佐賀県における飼養豚での豚熱発生を受けて、発生リスクが高まっているとして、9月22日に農林水産大臣が指定する地域に熊本県が指定されました。これにより、飼養衛生管理基準の以下の5項目について、追加措置が必要となりました。

- 1 他の畜産関係施設等に立ち込んだ者等が衛生管理区域に立ち入る際の措置（飼養衛生管理基準14）
- 2 安全な資材の利用（飼養衛生管理基準22）
- 3 畜舎ごとの専用の衣服及び靴の設置並びに使用（飼養衛生管理基準26） 下図
- 4 畜舎外での病原体による汚染防止（飼養衛生管理基準28） 下図
- 5 野生動物の侵入防止のためのネット等の設置、点検及び修繕並びに大臣指定地域における舎外飼養（飼養衛生管理基準29）

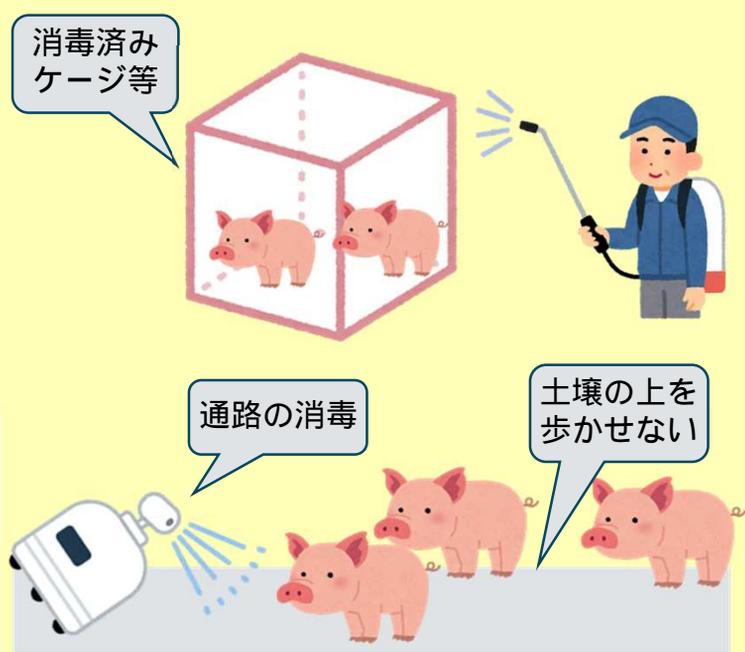
豚舎ごとの専用衣服



豚舎に持ち込む一輪車、重機等の消毒



豚の移動時の消毒



11月は畜産環境月間です

平成16年11月1日に「家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律」の本格施行を機会に、**熊本県**では**11月を畜産環境月間**と定めて、畜産環境保全に努めるように呼びかけています。

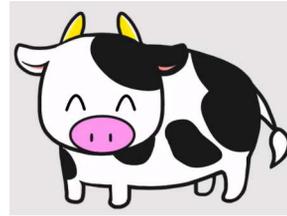
管理基準の
適用対象となる飼養規模
牛、馬：10頭以上
豚：100頭以上
鶏：2,000羽以上

対象の方は、次の事項を遵守する必要があります。

- ◆堆肥・尿処理施設の床を不浸透性材料（コンクリートやビニール等）で整備し、堆肥施設等には適当な被覆や側壁等を設けること。
 - ◆堆肥処理施設等の定期的な点検、補修、維持管理を行うこと。
 - ◆家畜排せつ物の発生量や処理について記録をつけること。
- 管理基準以下の経営においても適正に管理することが必要です。

畜産環境への苦情の半数以上は、悪臭発生によるものです。
悪臭発生対策は以下のとおりです。

- 畜舎からのふん尿の早期搬出
- 畜舎内外の清掃
- 適正な堆肥化・浄化处理
- 圃場での散布後の速やかな耕起



畜産業において、家畜排せつ物を適正に管理することは義務となっています。また、飼養衛生管理基準において、**ねずみ・害虫（はえ等）の駆除**についても実施する必要があります。地域に理解される畜産経営を目指しましょう。

近隣諸国における海外悪性伝染病発生状況

病名	型	発生地(国)	畜種	発生年月日
高病原性鳥インフルエンザ(HPAI)	H5N1	台湾 ロシア 日本	家きん 家きん 野鳥	令和5年10月6日 令和5年10月9日 令和5年10月18日
アフリカ豚熱		韓国	野生いのしし(43件)	10月

令和5年(2023年)10月30日現在

通報

家畜の異常を発見された場合はご連絡ください。
天草家畜保健衛生所 電話番号0969-22-3668

毎月20日は「くまもと家畜防疫の日」

